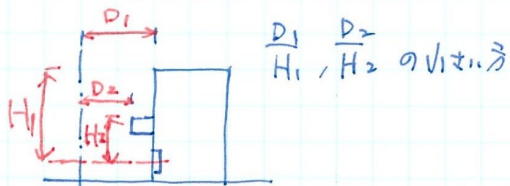
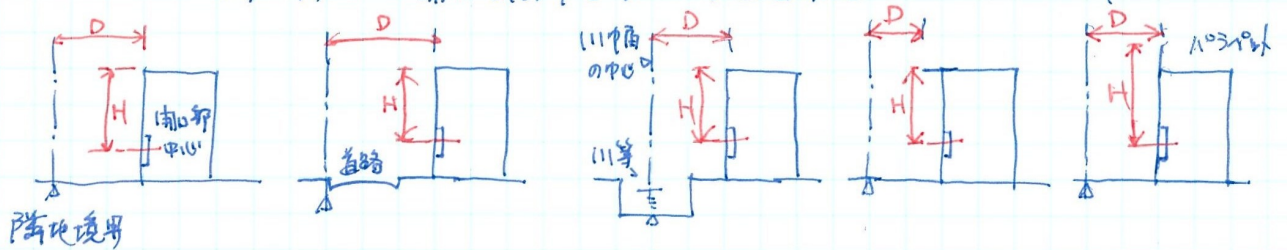


令和5年 - 一般構造 採光有効面積

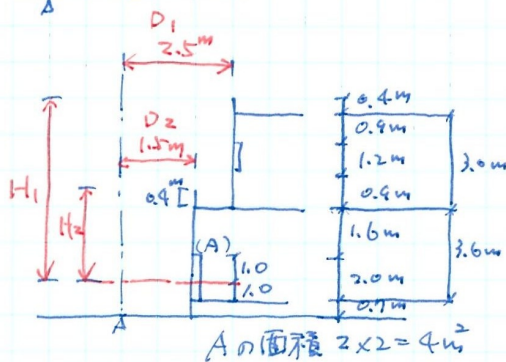
令第20条 (有効面積の算定方法)

- | | | |
|----|--|--------------------------------|
| 1項 | 開口部としての面積 × 採光補正係数 | 採光補正係数 |
| 2項 | 一号 第一種, 第二種 低層住居, 中高層住居, 住居地域
準住居地域, 田舎住居地域 | $\frac{D}{H} \times 6.0 - 1.4$ |
| | 二号 準工業, 工業, 工業専用地域 | $\frac{D}{H} \times 2.0 - 1.0$ |
| | 三号 近隣商業, 商業地域, 指定の区域 | $\frac{D}{H} \times 1.0 - 1.0$ |

南口部の直上にある建築物の部分からの隣地境界線等までの距離
この部分から南口部の中心までの垂直距離



$\frac{D}{H}$: 採光係比率



$$H_1 = 1.0 + 1.6 + 3.0 + 0.4 = 6 \quad \frac{D_1}{H_1} = \frac{2.5}{6}$$

$$D_1 = 2.5$$

$$H_2 = 1.0 + 1.6 + 0.4 = 3$$

$$D_2 = 1.5$$

$$\frac{D_2}{H_2} = \frac{1.5}{3} = \frac{3}{6}$$

$$\frac{D_1}{H_1} \times 6.0 - 1.4 = \frac{2.5}{6} \times 6.0 - 1.4 = 1.1$$

$$1.1 \times 4 = 4.4m^2$$

令和4年 一般構造

No.1 指定建築材料の品質

法37条

→ 基礎, 主要構造部, 安全上, 防火上, 衛生上重要である政令で定める部分に供する木材, 鋼材, コンクリート, その他の建築材料とに大層が定まるもの (= 指定建築材料)

↓
一号, 二号 のいずれかに該当するもの

令144条の3

No.2. 階段における傾斜路

令26条2項

→ 前3条の規定 (2. 前項の傾斜路に準用する)

令23条~25条

令23条 (階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)

(2項表(3))

→ 幅 120以上

3項

→ 互に等幅 (10cmを限度に定めるものとする)

$$\left. \begin{array}{l} \rightarrow \text{幅 } 120 \text{ 以上} \\ \rightarrow \text{互に等幅 (10cmを限度に定めるものとする)} \end{array} \right\} \begin{array}{l} 15-10=5 \text{ cm} \\ 20+5=25 \text{ cm} \end{array}$$

No.3. ジュルテッド発散建築材料

令20条の7

一号 第一種ジュルテッド発散建築材料 を使用しないこと

二号 第二種 " " を使用する面積 × 表(1)の数値 < 床面積

第三種 " " " × 表(2) " < 床面積

No.4. (耐火の壁の遮音性能)

法30条1項 (長屋, 共同住宅の各戸の界壁)

→ 老人福祉施設の規定による。

→ 令22条の3

振動数ごとの透音損失

令和3年 一般構造

101. 中肉に設ける手すり
 令26条2項
 → 階段に代わる傾斜路は
 令22条~令25条を準用

令25条3項
 幅3m超 → 中肉に手すり
 4項
 高さ1m以下は「適用する」
 幅4m
 → 高さ1.5mのため
 中肉手すり必要

102. 採光のための窓の有効面積
 法28条1項 → 床面積に対して $\frac{1}{5}$ から $\frac{1}{10}$ 以上の割合以上
 令19条3項(室給) 令19条

① 幼稚園、小学校	教室	} $\frac{1}{5}$	$50 \times \frac{1}{10} = 5m^2$
② 前項一号(保育所)	保育室		
③ 住宅	居室	} $\frac{1}{7}$	
④ 病院	病室		
⑤ 寄宿舍	寝室、宿泊室		
⑥ 前項三、四号(児童福祉施設等)	入所者の使用 保育、訓練...		
⑦ (1)以外の学校	教室	} $\frac{1}{10}$	
⑧ 前項五号(病院、児童福祉施設等)	談話、談話室		

103. 共同住宅の界壁
 令114条1項 (建築物の界壁、(内)壁及び「階壁」)
 準用可構造とし 令112条1項各号のいずれかに該当する場合を除き、小径管又は天井に達する必要
 → 預け天井
 法30条 (長径又は共同住宅の各戸の界壁)
 1項二号 → 小径管又は天井裏に達する必要 → 2項に該当する場合は適用する

104. 最下階の床が木造である場合の防湿方法
 令22条 (居室の床高さ及び防湿方法) 目次から7700-7
 一号 床の高さは45cm以上
 二号 壁の長は5m以下とし、面積300cm²以上の換気口、雨水の侵入防止

令和2年 一般構造

令第23条 階段の寸法

- (3) 直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階
 蹴上げの寸法 踏面の寸法
 20以下 24以下

令第24条 足場

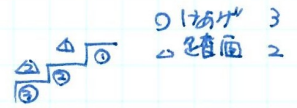
- (1) 項 その他の階段 4mを超えるものは高が4m以内ごとに足場を設ける
 (2) 項 足場の踏幅は1.2m以上



$$420 \div 20 = 21 \text{ 段}$$

$$20 \text{ 面}$$

$$\frac{24 \times 19 + 120}{\text{踏面 } 19 \quad \text{足場 } 1} = 576 \text{ cm}$$



令和1年 一般構造

No1. 昇降機機械室用階段

- 令第27条 (特殊の用途に専用する階段)
 昇降機機械室用階段には 令第23条~令第25条の適用はなし
 令第29条の9 (エレベータの機械室)
 5号 蹴上げ 23cm以下 踏面 15cm以上

No2. 階段に設ける手すり

- 令第23条
 3項 手すり及び階段の昇降のための設備の高さ50cm以下
 → 幅10cmを限度とし2面をのびる

No3. 既存建築物の制限緩和

- 法3条 (適用の除外)
 2項 現に存在する建物、工事中の建物が法改正により新たに施行された規定に適合せず、
 不適合となる部分には当該規定は適用しない。
 法3条2項の適用を受ける建築物 = 既存不適格建築物
 3項 3号 増築、改築、移転、大規模の修繕、模様替に係る建築には適用はなし
 4号 → 既存部分にも現行の規定が適用される
 法86条の7 (既存の建築物に対する制限の緩和)

8章 令第137条の4の3 (石綿関係)

- 1号 増築部分の床面積が基準時にあつた延べ面積の1/2を超えない。
 2号 増築部分には石綿を使用しない。
 3号 既存部分の石綿は被覆・封鎖する

(基準時1200㎡
 増築面積300㎡)
 ← 既存部分の石綿は被覆・封鎖する必要がある

No4. 採光補正係数

令第20条 (有効面積の算定方法)

- 2項 採光補正係数は各号に定めるところにより計算した数値 (天窗にあつては当該数値に3.0を乗じて得た数値)
 3号 近隣商業、商業地域
 □ 両の者が適用はなし。場合から水平距離4m以上、当該算定値が1.0未満 → 1.0 ← x3